最終更新日：2015年6月29日
コンドーテック株式会社
代表取締役社長　近藤　勝彦
問合せ先：総務部　06-6582-8441
証券コード：7438
http://www.kondotec.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の健全性、透明性、効率性を向上させ、企業価値を最大化していくことによってコーポレート・ガバナンスを強化、充実することを経営の最も重要な課題の一つであると認識しております。その実現のためにコンプライアンスと内部監査体制を強化し、経営情報や業績情報などの各種情報をホームページなども利用してタイムリーなディスクロージャーを積極的に行うとともに、スピーディーな意思決定と経営監視機能を強化することがコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方であります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
有限会社藤和興産	3,014,064	10.78
ビービーエイチ フォー フィデリティ ロー プライスド ストック ファンド（プリンシパル オール セクター サブポートフォリオ）（常任代理人　株式会社三菱東京UFJ銀行）	1,713,900	6.13
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,702,000	6.09
コンドーテック社員持株会	1,416,386	5.07
大阪中小企業投資育成株式会社	1,247,200	4.46
株式会社Fプランニング	900,000	3.22
近藤　純位	802,916	2.87
株式会社三菱東京UFJ銀行	753,800	2.70
株式会社藤勝興産	676,000	2.42
株式会社藤登興産	676,000	2.42

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

1. フィデリティ投信株式会社から、平成25年4月3日付で大量保有報告書の変更報告書（No.2）の提出があり、平成25年3月29日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、平成27年3月末現在における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記「大株主の状況」では考慮しておりません。
なお、当該変更報告書の内容は下記のとおりであります。
[氏名又は名称/保有株券等の数/株券等保有割合]
エフエムアール エルエルシー(FMR LLC)/1,625千株/5.65%

2. 三井住友信託銀行株式会社及びその共同保有者である他2社から、平成26年9月4日付で大量保有報告書の提出があり、平成26年8月29日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、平成27年3月末現在における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記「大株主の状況」では考慮しておりません。
なお、当該大量保有報告書の内容は下記のとおりであります。
［氏名又は名称/保有株券等の数/株券等保有割合］
三井住友信託銀行株式会社/992千株/3.45%
日興アセットマネジメント株式会社/448千株/1.56%
Sumitomo Mitsui Trust（Hong Kong）Limited（三井住友信託（香港）有限公司）/56千株/0.20%
（計/1,497千株/5.21%）

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
徳田　勝	弁護士											
金井　美智子	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
徳田　勝	○	――	弁護士としての経験、識見が豊富であり、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視と助言を行うことに適任であります。そのことにより、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断し、社外取締役として選任いたしました。 ＜独立役員指定理由＞ 取引所が規定する独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しております。
			弁護士としての経験、識見が豊富であり、

金井　美智子	○	―――	法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視と助言を行うことに適任であります。そのことにより、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断し、社外取締役として選任いたしました。 ＜独立役員指定理由＞ 取引所が規定する独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

＜監査役、会計監査人及び内部監査部門の連携＞
監査役は、期末決算毎に会計監査人より会計監査結果報告を受けており、必要に応じて会計監査人の事業所監査に同行し、相互の情報、意見交換を行っております。また、会計監査人と内部監査部門についても、内部監査部門である監査室が実施いたしました内部監査についての監査結果報告書を閲覧し、必要に応じて情報、意見交換を行っており、連携を密にして、監査の適正性と効率性の向上に努めております。

＜内部監査、監査役監査及び会計監査と内部統制部門との関係＞
内部監査部門である監査室は、内部監査の実施結果について報告会を開催し、監査役及び内部統制部門は報告会に出席して報告を受けております。監査役は、内部統制部門から四半期毎に決算内容の報告を受けるほか、その他内部統制にかかわる事項についても、随時、報告を受けております。会計監査人は、内部統制部門から四半期毎に決算内容及び会社の状況について説明を受け、随時、会計に関する事項について意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
村辻　義信	弁護士													
中川　雅晴	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
村辻　義信	○	―――	弁護士としての経験・識見が豊富であり、弁護士の専門的見地から監査役としての役割を果たすことが期待できるため、社外監査役として選任いたしました。 ＜独立役員指定理由＞ 取引所が規定する独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しております。
中川　雅晴	○	―――	公認会計士としての経験・識見が豊富であり、公認会計士の専門的見地から監査役としての役割を果たすことが期待できるため、社外監査役として選任いたしました。 ＜独立役員指定理由＞ 取引所が規定する独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4 名

その他独立役員に関する事項

当社のすべての社外役員は、独立役員の資格を充たしているため、すべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、取締役の報酬の一つとして株式報酬型ストックオプション制度を導入しております。
取締役及び執行役員が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することにより、取締役及び執行役員の中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲をより高めることを目的とするものであります。

ストックオプションの付与対象者 更新	社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明 更新

[2013年度　株式報酬型ストックオプション]
対象者：社内取締役
付与数：24,700株
[2014年度　株式報酬型ストックオプション]
対象者：社内取締役、執行役員
付与数：22,400株
[2015年度　株式報酬型ストックオプション]
対象者：社内取締役
付与数：24,000株

※上記は、平成27年3月末現在で行使期間が終了していないものであり、株式数は発行時のものであります。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

第63期（平成26年4月1日～平成27年3月31日）において、取締役及び監査役に支払った報酬等の額は以下のとおりであります。
取締役　支給人数　9名　支給額　221,807千円
監査役　支給人数　3名　支給額　21,120千円
計　支給人数　12名　支給額　242,927千円
（注）1. 取締役及び監査役に対する支給額には、社外役員（社外取締役1名及び社外監査役2名）に対する支給額17,355千円が含まれております。
2. 取締役に対する支給額には、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額10,592千円が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬等の額の決定方針は、株主総会でそれぞれの報酬総額の限度額を決定しております。各取締役の報酬額は、当社の定める役位ごとの一定の基準に業績動向を勘案して取締役会で決定いたします。各監査役の報酬額は、監査役の協議により決定いたします。
なお、役員退職慰労金制度は、取締役及び監査役ともに平成16年6月29日開催の第52回定時株主総会終結の時をもって廃止いたしました。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役の専従スタッフは配置しておりませんが、必要に応じて管理本部及び監査室が適宜必要なサポートを行っております。
また、社外取締役及び社外監査役に対して、取締役会の開催に際し、事前に議案内容を報告するほか、監査役会では事前にこの議案について協議しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

コーポレート・ガバナンスの体制の概要は以下のとおりであります。

＜取締役会＞
当社は、取締役会を毎月1回以上開催し、取締役会規程により定めている事項及びその付議基準に該当する事項は、すべて取締役会に付議することを遵守して、重要事項の決定を行っております。
また、取締役会で定期的に各取締役から当社並びに子会社の業務執行状況の報告を受け、業務執行の妥当性及び効率性の監督等を行っております。

＜執行役員＞
当社は、執行役員制度を導入しており、5名の執行役員と業務担当取締役とで、業務執行の迅速化を図っております。

＜社外取締役＞
当社は、社外取締役2名（弁護士）を選任しており、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視と助言を行うことにより、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化を図っております。

＜監査役会・社外監査役＞
当社は、監査役制度を採用しております。監査役3名のうち2名は社外監査役（1名は弁護士、1名は公認会計士）を選任しており、専門的立場から監査の適正性と効率性の向上を図るために毎月1回以上開催する監査役会において、監査方法及び監査基準等について意見交換を行い、監査制度の充実強化に努めております。
なお、その他に監査役の機能強化を図るため、「監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況」及び「社外取締役（社外監査役）のサポート体制」等に記載の体制をとっております。

＜内部監査＞
当社は、社長直轄部門として監査室を設置し、2名の専任者を置いております。各部門の業務プロセス等について法令・会社諸規程の遵守状況や適正性、効率性を監査し、改善指導及びフォローしております。
それに加え、財務報告の信頼性を確保するための体制が適正に機能することを継続的に検証するために監査を実施し、必要な是正を行っております。

＜会計監査人＞
当社は、会計監査人に有限責任監査法人トーマツを選任し、正確な経営情報を迅速に提供するなど、公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備しております。会計監査業務を執行した公認会計士は次のとおりであります。
公認会計士 中村 基夫
公認会計士 藤川 賢
なお、継続監査年数については、7年以内であります。また、会計監査業務に係る補助者は公認会計士7名、公認会計士試験合格者及びシステム監査担当者等の8名であります。

＜社外取締役及び社外監査役による監督・監査と内部監査、会計監査との連携並びに内部統制部門との関係＞
社外取締役は取締役会への出席等を通じ必要に応じて意見を述べることにより、取締役の職務執行に対する監督機能を果たしております。また、取締役会のメンバーとしての意見または助言により内部統制を有効に機能させ、適正な業務執行の確保を図っております。

社外監査役は監査役会や取締役会への出席及び会計監査人並びに内部監査の報告を受け、必要に応じて意見を述べることにより、監査の実効性を高めております。また、取締役会において内部統制部門の報告に対して意見を述べ、適正な業務執行の確保を図っております。

＜コンプライアンス・リスク管理委員会＞

社長を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を設置しております。

コンプライアンス・リスク管理委員会は、法令や企業倫理、社内規則を遵守する意識を全従業員に浸透させ、コンプライアンスの実践の指導教育及びコンプライアンスに関する計画や施策を策定して不祥事やトラブルを未然に防止する体制を構築し、また、当社及び子会社を取り巻くさまざまなリスク情報を収集・分析して具体的な予防策を策定し、万一、リスクが顕在化したときは迅速かつ的確な施策を実施して、その影響を最小限にする体制の構築を推し進め、企業基盤の強化を図っております。

＜責任限定契約＞

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、各社外取締役及び各社外監査役と責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、監査役会を設置し、監査役による監査体制が経営を監視するうえで有効であると考え、監査役会設置会社を採用しております。

監査役会は、常勤監査役1名と財務・会計及び法律に関する専門的な知見を有した非常勤監査役（社外監査役）2名の計3名で構成され、客観的で公正な監視を行っております。

取締役会は、定例の取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要な業務執行の意思決定の効率化と監督機能の強化を図るとともに、社外取締役2名を選任して、独立した立場で効率性及び適法性の監督を行っております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成27年3月期は総会日（6月23日）の22日前（6月1日）に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主様にご出席いただき、ご発言していただけるよう、集中日を避けて株主総会日を設定しております。
その他	当社は株主総会を株主の皆様とのコミュニケーションを図る重要な機会と認識し、株主の皆様に当社をより一層ご理解していただくため、報告事項などでパワーポイントを用いたビジュアル化を図り、説明を行っております。 また、平成27年3月期は招集通知の早期開示を行っており、発送日（6月1日）の5日前（5月27日）に当社ホームページにて開示をしております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにて、IRポリシーを策定し、基本姿勢等を公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社や外部セミナー機関が主催する個人投資家向け会社説明会やIRフェアなどに定期的に参加しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期及び期末決算発表後、アナリストや機関投資家向けに個別説明や決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	経営情報、業績情報その他情報開示資料はすべて開示後ホームページに掲載しております。 また、開催した会社説明会の動画をホームページに掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	株主、投資家とのコミュニケーションを推進し、タイムリーなディスクロージャーを行うためにIR委員会を設置し、総務部内に事務局を設けております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
	1. CSR基本理念 企業理念の「人材の育成」「社会貢献」を基盤とし、未来への環境づくりを通じて社会貢献に努めていきます。 （1）顧客保護、仕入先との連携 製造部門と販売部門を持つメーカー兼商社として、仕入先との公正な取引と、お客様との密接な会話からお客様のニーズに応えられる製・商品の提供を行い、顧客満足の向上に努めます。 （全工場におけるISO9001の取得（安全で良質な製品の提供） など） （2）人材育成 社員がより良き企業人、より良き社会人として働けるよう、研修による能力向上や、健康で豊かな生活の応援を行います。 （新入社員研修、3年目研修、製品技術研修 など） 3）社会との共生 ステークホルダーの要望に応え続けるため、企業が永続していけるよう、コンプライアンス（法令遵守）を実践し、社会ルールにのっとった健全な企業活動を行います。 環境保全に根ざした企業活動と、より良き環境を生み出す製・商品の提供に努めます。 （新入社員による植樹活動、ペットボトルキャップ回収活動 など）

環境保全活動、CSR活動等の実施	（4）地域との交流 全国42拠点のネットワークを活かし、地域に密着した企業活動と、清掃活動などを通したコミュニケーション活動を実践していきます。 （清掃など） （5）株主還元 株主の皆様に対する利益還元を重要な施策として位置づけ、「収益の向上」「企業価値の増大」を図ります。 （IRフォーラムの出展（投資家とのコミュニケーション） など） 2. 環境への取り組み （1）「Fun To Share」への参加 「Fun To Share」とは、我が国の低炭素社会実現のための国民的運動です。 未来につながる環境を守るため、当社もこの「Fun To Share」に参加しております。 （2）清掃活動 毎年、本社周辺拠点の社員約40名で、本社近辺の清掃活動を行い、地域の美化に努めております。 当社は今後も良き企業市民として、地域社会の発展と豊かな社会づくりに貢献します。 （3）森林保全活動 新入社員教育のプログラムの一環として、森林保全のボランティア活動を実施しております。 外部のボランティア協会のご協力のもと、間伐作業や遊歩道（階段）づくり等を行っております。 （4）ペットボトルキャップ回収活動 ゴミとして燃焼破棄されるペットボトルキャップを分別回収し、リサイクル業者に引き取られた売却益をワクチンの購入代金として寄付することを目的としたキャップ回収活動を行っております。 （5）募金型自動販売機の導入 売上の1%が「緑の募金」に寄付される、募金型の自動販売機を営業拠点等に設置しております。 緑の募金は身近な地域や国内外の森づくりの活動の活性化に役立てられています。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

（1）内部統制システムに関する基本的な考え方

当社は、経営の健全性、透明性、効率性を向上させ、企業価値を最大化することによってコーポレートガバナンスを強化、充実することが経営の最も重要な課題の一つであると認識しており、その実現のためには内部統制システムを整備し、強化することが不可欠であると考えております。

（2）内部統制システムの整備状況

1）コンプライアンス体制の整備状況

社長直轄の内部監査部門である監査室が、各部門の業務プロセス等の監査で当社及び子会社（以下、「当社グループ」という）のコンプライアンス状況等の監査を行っております。

また、会議、研修等でコンプライアンスについて説明、教育を行っております。

当社の株式を売買するときは、内部情報管理規程に従って事前に総務部長の許可を得ることにしており、インサイダー取引防止の徹底を図 っております。

コンプライアンスのさらなる徹底を図るためにコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、当社グループの取締役及び使用人が法令、定款その他社内規程及び社会規範等を遵守した行動の指針とする規程及びマニュアル等の整備や違反する行為を発見した場合の通報制度として内部通報体制を整備し、通報者に不利な取扱いを行うことを禁ずるとともに不正行為の早期発見と是正に努め、コンプライアンス体制の構築、維持、向上を図っております。

2）情報管理体制の整備状況

取締役会議事録、稟議書等の重要な文書やその他重要な情報を文書取扱規程及び情報セキュリティ管理規程等の社内規程に従って適切に保存及び管理し、内部監査部門である監査室がその保存及び管理状況の検証を行っております。また、インサイダー情報は、内部情報管理規程に従って厳重に管理するとともに、タイムリーディスクロージャーに努めております。

3）リスク管理体制の整備状況

大きく変化する経営環境の中で、当社グループを取り巻く様々なリスクに適切に対応するためにリスク管理の強化に努めております。

事業計画については、年度及び中期経営計画を推進するに当たって経営戦略の意思決定を阻む恐れのある重要な経営リスクについて予算委員会等で十分に討議し、対策を取っております。製・商品の品質・安全に対するリスクについては、品質管理委員会等で検討及び対策を実施しております。災害・事故等不測の事態発生に関するリスクについては、緊急連絡網を設け、連携を密にして、状況に応じて即応する体制を整備しております。また、コンプライアンス・リスク管理委員会において、リスク情報を収集・分析して予兆の早期発見を行うとともに、万一、リスクが顕在した場合には、迅速かつ的確な施策が実施できるように規程及びマニュアル等を整備して、当社グループのリスク管理体制の構築、維持、 向上を図っております。

4）効率的な経営の意思決定及び職務執行体制の整備状況

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、取締役会規程により定めている事項及びその付議基準に該当する事項は、すべて取締役会に付議することを遵守して、重要事項の決定を行っております。

また、取締役会で定期的に各取締役から当社グループの職務執行状況の報告を受け、職務執行の妥当性及び効率性の監督等を行っております。

日常の職務執行については、職務権限及び業務分掌等の規程に基づき権限の委譲を行い、権限と責任を明確化して迅速な職務の執行を行うとともに、執行役員制度により、意思決定の迅速化、職務執行体制の強化及び執行責任の明確化を図っております。

5）監査役の監査が実効的に行われる体制の整備状況

当社は、監査役制度を採用しており、現在、監査役は3名（うち2名は社外監査役）で、監査役会が定める監査役会規程及び監査役監査基準に基づく監査方針、監査計画等に従って取締役の職務執行の監査を行っており、監査役会において監査実施内容の共有化等を図っております。

当社グループの取締役及び使用人等は、会社に著しい損害を及ぼす恐れがあるときや法令、定款に違反する行為を発見した場合、またはその恐れがある場合は、その事実に関する事項、内部監査部門である監査室の内部監査の結果及び内部通報を監査役に報告することにしております。監査役は取締役会に出席するほか、監査の実効性を確保するために監査役が必要と判断したときはいつでも取締役または使用人に対して調査、報告等を要請し、重要な書類の閲覧や拠点長会議、予算委員会など重要な委員会等に出席しております。監査役機能の充実を図るために補助者を必要とするときは、まず第一には内部監査部門である監査室に補助を委嘱することとし、不足する場合には別途直属の従業員を配置し、監査業務を補助することにしております。

また、監査役会は、代表取締役及び会計監査人と定期的に意見交換をしております。

当社は、監査役が職務を執行するために独自の外部専門家（弁護士、公認会計士等）を活用するための費用等の支出を求めた場合、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担することにしております。

6）財務報告の信頼性を確保するための体制の整備状況

当社グループの財務報告の信頼性を確保するために当社グループ各社は財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制の構築、維持、向上を図っております。

また、その体制が適正に機能することを継続的に検証するために内部監査部門（監査室）が監査を実施し、必要な是正を行っております。

7）当社グループにおける業務の適正を確保するための体制の整備状況

当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、事業活動の適正と効率性を確保するために取締役等を派遣し、監視、監督及び指導を行っております。

また、当社が定める関係会社管理規程に基づき、子会社から事業の状況について、定期的に報告を受けております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

（1）反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断す

ることを基本方針にしております。

（2）反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、「コンプライアンス行動指針」に「反社会的勢力との関係遮断」を行動指針の一つとして掲げ、反社会的勢力排除に向け、次のように社内体制を整備しております。

1）責任統括部署

総務部を反社会的勢力の責任統括部署として、反社会的勢力との取引防止に関する管理等を行っております。

2）外部の専門機関との連携状況

「大阪府企業防衛連合協議会」及び「西警察署管内企業防衛協議会」に加盟しており、会員相互及び警察署との情報交換を行い、緊密な連携関係を構築して、企業に対するあらゆる暴力を予防かつ排除するよう努めております。

3）反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

総務部に反社会的勢力に関する情報を集約し、一元的に管理する体制としております。
また、反社会的勢力との属性チェックを行い、反社会的勢力と関わりがある企業との取引を未然に防ぐように努めております。
なお、不当要求事例が発生した場合には、速やかに情報の共有化を行うとともに適切な対応策を講じることにしております。

4）対応マニュアルの整備状況

リスク管理マニュアルに「反社会的勢力とのトラブル発生時の対応」を定め、具体的な対応方法を示しております。

5）研修活動の実施状況

責任統括部署である総務部が、全社員対象のコンプライアンス教育時に反社会的勢力に対する対応等について、指導、教育を行っております。

6）契約書に反社会的勢力排除条項の規定

反社会的勢力との関係を遮断するため、取引基本契約書に反社会的勢力排除条項を定めております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明 更新

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針
　当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは、株主の皆様の決定に委ねられるべきであると考えております。
　ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えば、ステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社の価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。
　そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

2. 基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組み
　当社は、平成26年6月27日開催の第62回定時株主総会において、有効期間を平成29年3月期の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます。）を継続することといたしました。
　本プランの主な内容は以下のとおりであります。

（1）本プラン導入の目的
　当社は、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者（以下、「大規模買付者」といいます。）が遵守すべきルールを明確にし、株主及び投資家の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付者との交渉の機会を確保するために、本プランを導入いたしました。
　本プランは、大規模買付者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大規模買付者に対して、警告を行うものです。

（2）本プランの概要
1）対象となる大規模買付行為
　次のいずれかに該当する場合を適用対象とします。
　（イ）当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付け
　（ロ）当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

2）大規模買付者に対する必要情報提供の要求
　大規模買付者は、当社取締役会に対して、株主及び投資家の皆様が適切なご判断をするために必要かつ十分な情報を提供していただきます。当社取締役会は、この必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を大規模買付者に通知いたします。

3）取締役会評価期間の設定
　当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、次の（イ）又は（ロ）の期間を取締役会評価期間として設定します。
　（イ）対価を現金（円価）のみとする当社全株券等を対象とした公開買付けの場合には最大60日間
　（ロ）その他の大規模買付け等の場合には最大90日間
　ただし、取締役会評価期間は取締役会が必要と認める場合には最大30日間延長できるものとします。

4）対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告
　大規模買付け等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として、当社社外取締役2名、社外監査役2名及び社外の有識者1名から構成されています独立委員会を設置し、この独立委員会は当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非の勧告を行うものとします。

5）取締役会の決議
　当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。

6）対抗措置の具体的内容
　当社取締役会が発動する対抗措置の一つとしては、原則として新株予約権の無償割当てを行うことを想定しています。ただし、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが相当と判断される場合には当該その他の対抗措置を用いることもあります。

3. 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて
　本プランは、策定にあたり、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上のために以下の対応をもって導入するものであり、当

社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

（1）買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること
本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえております。

（2）当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること
本プランは、当社株券等に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入するものです。

（3）株主意思を重視するものであること
本プランを第62回定時株主総会における株主の皆様のご承認により継続いたしましたが、その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることになります。
従いまして、本プランの継続、変更及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

（4）独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示
本プランにおいては、大規模買付行為への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社社外取締役2名、社外監査役2名及び社外の有識者1名から構成されています独立委員会を設置しております。
また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しております。

（5）合理的な客観的発動要件の設定
本プランは、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

（6）デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと
本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとしております。従いまして、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。
また、当社は取締役の任期を１年としており、期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）にも該当いたしません。

なお、本プランの詳細につきましては、下記の当社ホームページに記載しておりますので、ご参照下さい。
（http://www.kondotec.co.jp/news/files/pdf/260508baishuuboueisaku.pdf）

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

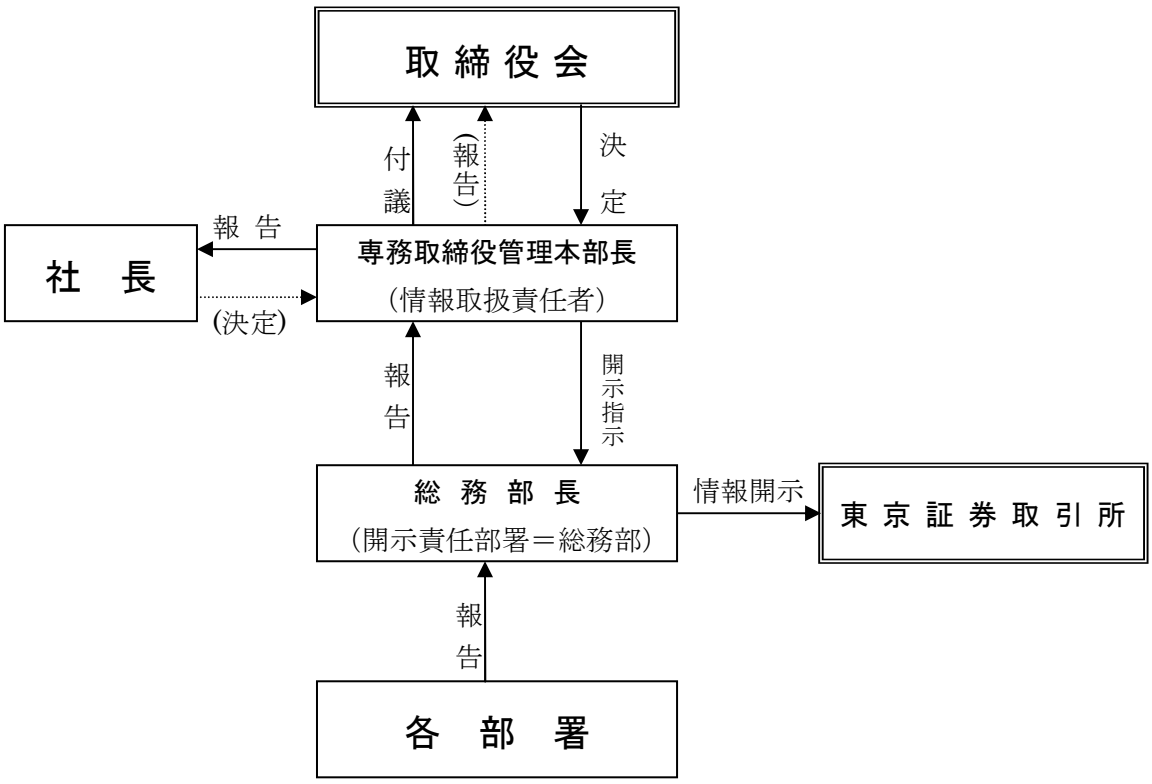
1. 情報開示の基本方針
当社は、会社情報の適切な開示を行うため「内部情報管理規程」を設けており、会社法、金融商品取引法等の法令及び証券取引所の定める規程等（以下「適時開示規則」という）に則って、迅速かつ公正に情報開示に努めております。
また、諸法令や適時開示規則に該当しない情報であっても、利害関係者（ステークホルダー）をはじめ広く社会の皆様の判断に影響を与えると思われる情報については、迅速かつ公正に情報開示を行っております。

2. 適時開示の方法
（1）適時開示規則に該当する情報は、東京証券取引所の提供する適時開示情報システムによって開示するほか、関係する記者クラブなどの報道機関に公表いたします。

（2）適時開示規則に該当しない情報についても、利害関係者（ステークホルダー）をはじめ広く社会の皆様の判断に影響を与えると思われる情報については、東京証券取引所の提供する適時開示情報システムによって開示するほか、関係する記者クラブなどの報道機関に公表いたします。

（3）開示した情報は、当社のホームページに速やかに掲載します。

＜適時開示体制図＞


取締役会
付議
(報告)
決定
報告
社　長
専務取締役管理本部長
(情報取扱責任者)
(決定)
報告
開示指示
総務部長
(開示責任部署＝総務部)
情報開示
東京証券取引所
報告
各部署

＜コーポレート・ガバナンス体制図＞

